

○栃木市重度障がい児支援手当支給条例

平成22年3月29日

条例第138号

改正 平成24年3月23日条例第12号

(題名改称)

(目的)

第1条 この条例は、重度障がい児の保護者に対し、重度障がい児支援手当（以下「手当」という。）を支給し、重度障がい児の健全な育成を助長するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

(平24条例12・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「重度障がい児」とは、20歳未満の者（施設入所者を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において、障がいが重度と判定された者
- (2) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級又は2級の障がいがあり、身体障害者手帳を所持する者
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3に規定する1級の障がいの状態にある者

2 この条例において「保護者」とは、重度障がい児の親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、現にその重度障がい児と同居し、生計を維持するものをいう。

(平24条例12・一部改正)

(受給資格者)

第3条 市内に住所を有する保護者は、この条例の定めるところにより手当の支給を受けることができる。ただし、保護者、保護者の配偶者及び扶養義務者の前年の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第6条から第8条までの規定による特別児童扶養手当の支給の制限を受ける額であるときは、その年の8月から翌年7月までは、手当の支給を受けることができない。

(平24条例12・一部改正)

(受給資格の認定等)

第4条 手当の支給を受けようとする保護者は、その旨を市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 前項の受給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）は、毎年8月に市長に対し、手当の受給資格に関する現況を届け出なければならない。

(平24条例12・追加)

(受給資格の喪失)

第5条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、手当の受給資格を失う。

- (1) 保護者でなくなったとき。
- (2) 本市に住所を有しなくなったとき。
- (3) その保護する重度障がい児が死亡したとき。
- (4) その保護する重度障がい児が第2条第1項の規定に該当しなくなったとき。

(平24条例12・旧第4条繰下・一部改正)

(手当の額)

第6条 手当の額は、重度障がい児1人につき月額3,000円とする。

(平24条例12・旧第5条繰下・一部改正)

(手当の支給)

第7条 手当の支給は、受給者が第4条の規定による認定の請求をした日の属する月から始め、受給資格を喪失した日の属する月で終わる。

2 手当は、毎年4月、8月及び12月の3期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、支払期月に支払うべきであった手当又は受給資格を喪失した場合におけるその期の手当は、その期月でない月であっても支払うものとする。

(平24条例12・旧第6条繰下・一部改正)

(手当の支給制限)

第8条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

- (1) 重度障がい児の保護を著しく怠ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(平24条例12・旧第7条繰下・一部改正)

(手当の返還)

第9条 偽りその他不正の行為により手当の支給を受けた者は、当該手当を返還しなければならない。

(平24条例12・旧第8条繰下・一部改正)

(受給者の義務)

第10条 受給者は、第1条の目的に従い、重度障がい児の愛護に努めなければならない。

(平24条例12・旧第9条繰下・一部改正)

(受診命令)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、保護者に対してその保護する重度障がい児の障がいの程度について判定を受けるよう命ずることができる。

(平24条例12・旧第10条繰下・一部改正)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平24条例12・旧第11条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月29日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、平成22年4月分の手当から適用し、平成22年3月分までの手当については、なお合併前の大平町重度心身障害児扶養手当支給条例（昭和50年大平町条例第3号）、藤岡町重度心身障害児扶養手当支給条例（昭和49年藤岡町条例第8号）又は都賀町重度心身障害者介護手当支給要綱（平成4年都賀町要綱第6号）（以下これらを「合併前の条例等」という。）の例による。

3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の条例等の規定によりなされた認定、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた認定、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成24年条例第12号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。